

令和2年度第3回印西市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

- 1 開催日時 令和2年10月15日(木)
午後3時00分から午後5時20分まで
- 2 開催場所 印西市役所 本庁舎 4階 41会議室
- 3 出席委員 伊藤会長、土肥委員、大杉委員、柳橋委員、武田委員
- 4 事務局 岡本課長、海老原課長補佐、五十嵐係長、加瀬主任主事
- 5 傍聴者 なし
- 6 会議次第
 - 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議題
 - (1) 印西市議会議長が令和元年11月29日付け印西議第611号で行った不開示決定に対する審査請求について(諮問)－継続審議－【非公開】
 - (2) 印西市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用について(報告)【公開】
 - 4 その他
 - 5 閉会

7 議 事

●議題1 印西市議会議長が令和元年11月29日付け印西議第611号で行った不開示決定に対する審査請求について(諮問)－継続審議－【非公開】

●議題2 印西市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用について(報告)【公開】

会 長 議題2、印西市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用について、

まず、事務局から説明をお願いします。

事務局 防犯カメラの設置に関しては、平成18年4月11日に印西市防犯カメラ設置及び管理運用基準を審査会へ諮問させていただいておりまして、適当であるとの答申をいただいております。市としましては、この基準に基づいて、カメラを設置する施設ごとに要綱などを定め、運用を始めるという形を考えております。審査会には、運用を開始する前に担当部署から報告させていただき、個人情報の取り扱いに不備がないかなどについてご意見をいただく流れで進めさせていただきます。

会長 それでは、今回の管理運用規程に関して、内容の要旨の説明についてをお願いします。

実施機関 <資料に基づき説明>

会長 では、委員の皆様からご質問等ございましたらお願いします。

委員 第4条3項3号に画像取扱職員ということで、所属職員のうち画像の取り扱いを担当する職員をいうとあるのですが、第6条1号では画像及び記録媒体の取扱者を定めるとなっていて、7号では画像及び記録媒体を呼び出して画像表示機器に再生するときは管理責任者又は取扱者が行いというのが出てきますが、取扱者と画像取扱職員は別の人なのか同じ人なのか分かりません。

実施機関 画像取扱職員と取扱者は、同一です。

委員 でしたら、画像取扱職員と取扱者は統一した方が良いと思います。

実施機関 趣旨は同じでございますので、検討いたします。

会長 そのほかございますか。

委員 先程概要をご説明いただいたのですが、大森図書館には、駐車場はないのですか。地下駐車場だから付けるという考え方で聞こえたのですが、大森図書館は地下ではなく普通の駐車場はあるのですか。平面の駐車場には付けなくて良いのだろうかと思ったのですが。

実施機関 大森図書館には地下駐車場はございません。小倉台図書館のみ地下駐車場がございます。大森図書館は、文化ホールと図書館の複合施設になっており、図書館の専有部分に3つのカメラを付けますので、今回はその規程ということになります。

会長 では、駐車場は文化ホール側が管理していて、そこに防犯カメラはありますか。

実施機関 そこまでは把握していないのですが、当館の専有以外の部分につきましては文化ホールで管理しています。

会長 要は、図書館管轄部署からは管理が及ばないらしいので置けないということになりますね。そう考えると、文化ホール防犯カメラ設置要綱を別に作らなければいけないかもしれないということになりそうです。

委員 文化ホールとの共用部分の駐車場ですが、今回の防犯カメラの対

象に入っていない。図書館固有の駐車場ではないので付けないということですよ。

実施機関

そうです。

会長

そのほかございますか。

委員

小倉台図書館には、館内出入口付近4か所、地下駐車場の中にも4か所設置するということですか。

実施機関

そうです。もともと小倉台図書館には、4か所に防犯カメラが付いていますが録画はできず、ただ付いているだけですので、それを新たに入れ替えるということになります。

委員

分かりました。

会長

保存期間は2週間と書いてあるのですが、この2週間は、1日のプラスもマイナスもなく、24時間×14日という意味ですか。

実施機関

そうです。

会長

そんな器用な形での上書きはできるのですか。

実施機関

業者に問い合わせたところ、そのように設定はできるということです。

会長

分かりました。それと、個人情報保護条例では、開示請求と目的外利用の規定があるのですが、目的外利用の9条と自己情報開示請求の15条との関係はどのように整理されていますか。例えば、管理運用規程の9条では、「管理責任者は、本人から当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない」となっており、配慮義務というものが設定されているのですが、個人情報保護条例は、例外を認めて、例外に当たるものを開示すべしという公的義務を課しています。それに比べると、配慮すれば良いという非常に弱い義務になっているのです。これはどういう趣旨で、この規定が設けられているのでしょうか。

実施機関

市の防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する要綱の第9条に同様の規定がありましたので、それに倣ったものです。

会長

その要綱は、この審査会を通った方ではないらしいのですが、そう書いてあるということですね。

実施機関

そうです。

会長

教育委員会として、どのような整理をなさっているのでしょうか。ルールとルールがぶつかっているように見えます。ぶつかっているような部分をどちらでどのように規律していこうとしているのかをお聞きしたいのです。

実施機関

条例上の開示請求による対応を考えています。

会長

だとすれば、この配慮すべきという規定は要らないのではないのでしょうか。この規定があることで変に誤解されませんか。開示基準の問題に関しては、基本的には個人情報保護条例に則った方が良い

のではないかと考えております。

委員 個人情報保護条例がある以上は、それを適用するなどにした方が
良いと思います。

会長 分かりずらくなってしまいますし、条例には開示しなければなら
ないと明確に書いてありますので、目的外利用である外部提供を定
めた管理運用規程の8条が条例の9条とバッティングする可能性が
あります。確かに、以前の要綱はその辺を整理できていない気がし
ます。それで皆さんを若干混乱させていることは審査会としても大
変遺憾です。やはり、そこを整理なさらないと使い始めてから困る
ことになると思いますので、何らかの整理をされたほうが良いの
ではないかと思っております。

委員 おそらく10条があるので、条例に従って、条例と変わらない基
準で開示するという、多分そういう趣旨だと思うのですが。

会長 そう考えると、どちらで開示するか分からなくなります。10条
がざっくりとした規定になっているので、どこまでが画像の取扱い
になるのか。通常は収集、保管、提供、加工のすべてが取扱いにな
るはずなので、そうだとすれば開示に関しても、第三者提供に関し
ても、取扱いになるはずです。すると、全部条例によると書いてあ
るのに、条例と違う文言が管理運用規程に入ってきてしまうのが問
題であると思っております。

委員 第8条の目的外利用で第三者からの申請があった場合、何か必要
な書類はあるのですか。

実施機関 個人情報保護条例に基づいて開示請求という形で処理をさせてい
ただくこととなります。

会長 本人開示の場合は、図書館防犯カメラ画像検索簿は使うのですか。

実施機関 本人開示の場合でも検索したら、図書館防犯カメラ画像検索簿は
使います。

会長 任意提供の場合に何か手続きはありますか。開示決定と開示請求
の場合はありますが。

事務局 手続きについての規定はありません。

会長 自分の情報については開示請求が良いのですが、第三者提供はど
うするのですか。

事務局 その場合は、個人情報保護条例第9条の運用によって対応するこ
とになりまして、具体的には、相手方に事務の根拠法令、必要とす
る個人情報の内容、利用目的などを記載した書面の提出を求めるこ
とになるものと考えております。

会長 それは、管理運用規程に書いておかないといけません。個人情報
保護条例や規則に何の規定もないですよ。その下の要領か何かに
あるのですか。

事務局 去年の防犯カメラの案件で、このことについてご指摘をいただき

ましたので、それを踏まえて個人情報保護条例の解釈運用の修正を行っています。皆様には、修正案がまとまりましたらお示させていただきます、ご意見をいただきたいと思ひます。

会 長 運用で何とかしようということですね。でもそうすると、検索簿と任意提供の紐づけが、今の検索簿では多分できません。検索簿に任意提供との関連性を示すような記述をする欄がありませんよね。

委 員 ないですね。

会 長 それは一緒にホチキスで留めるから良いということですか。

事務局 あとは、検索簿の特記事項の欄を利用することも考えられます。

会 長 でも、特記事項にしておく、作成した人は分かりますが、後でここを引き継ぐ人が分からなくなります。

委 員 今、会長が言ったように、個人情報の提供や書式については整理しておいた方が良いと思ひますので、この際そこを考慮したうえでもう一度作成していただくというのはだめでしょうか。

会 長 それはあっても良いと思ひます。今のままでは心配です。

委 員 この案は、以前の基準を参考にした形になっていて、今の状況とは違うということもあります。

実施機関 先程、画像取扱職員と取扱者を同じと言ひましたが、異なりますので、訂正させていただきます。

会 長 取扱者の定義はどこにあるのでしょうか。管理責任者が取扱者として定めた人とかそういう話になるのですか。

委 員 6条にしか出てこないですね。

会 長 取扱者の職務権限が分からないですし、さらに言うと画像及び記録媒体を検索できる者を限定するのは良いのですが、これはいったい誰なのかという話になります。

実施機関 6条1号の取扱者と検索できる者は一緒になります。6条1号の取扱者は、館長か分館長が指名する職員になります。また、画像及び記録媒体を検索できる者は、管理責任者から指定される者ということで館長と分館長になります。

会 長 ではなぜ管理責任者のところに、取扱者の選任及び解除に関することについての規定がないのですか。規定の仕方をもう少し工夫された方が良いのではないかと思ひます。誰が何をするのかが分かりません。

委 員 画像取扱職員という人と、画像及び記録媒体取扱者という人と、画像及び記録媒体を検索できる者という人の3種類の人がいるということですか。

実施機関 そうです。

委 員 別々の人が3人いるというか3人以上いるということですか。

実施機関 そうです。

会 長 それぞれの取扱いは何が違うのですか。することは違うのですよ

ね。

実施機関 記録媒体の取扱者は、画像を検索するほか、ハードディスクにデータが保存されますので、そのハードディスクの管理をします。小倉台図書館につきましては、施錠のできない事務室になっておりますので、施錠できる机の中にそのハードディスクを入れるので、その取扱いをできる者ということになります。

会 長 記録媒体の管理とは、記録込みということですね。そこには、操作検索というものは直接には含まないのですね。

実施機関 はい。

会 長 話としては、行う作業は管理と操作検索、その2つに分かれるのですね。それで操作検索のことを画像の取扱いと言っているのですね。

実施機関 そうです。

会 長 では、記録媒体の取扱いとは何ですか。

実施機関 データの削除です。削除は自動更新なので特に作業自体は無いのですが。

会 長 ここで全部答えようとするとかかなり無理があるので、やはり一回整理した方が良くと思います。誰が何をするのか整理したうえで、更にその人を誰がどう任命するのかということと、そのネーミングを一度組み直してから、規程を作成する方が良いでしょう。ある程度権限が被ること自体はそれで構わないと思います。

委 員 その方が良くと思います。これまでに出了意見をもとに、もう一度規程を整理して、それを最終的に会長に確認していただいて、その結果を各委員に伝えていただければ良いと思います。

会 長 私の方で、そこはご一任いただくということでよろしいですか。皆さまの意見も当然頂戴したいと思いますので、見直した案に関しては委員の皆様それぞれお配りをして、意見を事務局で集約してもらおうという形でよろしいでしょうか。

委 員 一点よろしいでしょうか。イメージが湧かないので、もし可能でしたら、こんなシステムだというような、電子的な方法で絵を見せてもらえればと思います。

会 長 どこに何があって、情報はどう流れているかというようなものですね。

委 員 このようなシステムですというものを、もしメールでいただけるようでしたら、そうしていただくと検討しやすくなると思いますので、可能でしたらお願いします。

会 長 パワーポイントのようなものですね。

実施機関 運用のイメージ図のようなものですね。

会 長 それを、今回設置する場所に合わせた形で、どこに何をとか、言葉や場所を入れ替えていただく必要はあるかと思いますが、その点

のご協力をお願いできますでしょうか。

実施機関 分かりました。

会 長 そのほかに何かありますか。

各 委 員 (質問、意見なし)

会 長 これで、議題2については終了します。
<実施機関退室>

会 長 それでは、4. その他ですが、委員の皆様から何かご意見等ございますか。

各 委 員 (質問、意見なし)

会 長 事務局から何かありますか。

事 務 局 <会議録、報酬等の説明>

会 長 それでは、これをもちまして印西市情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。

【当日使用した資料】

1. 印西市議会議長が令和元年11月29日付け印西議第611号で行った不開示決定に対する審査請求について（諮問）

議題1資料 答申案

参考資料

- ・印西市会計事務規則（抜粋）
- ・実施機関の意見書（写し）
- ・審査請求人の意見書（写し）

2. 印西市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用について（報告）

議題2資料 印西市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用規程（案）

参考資料

- ・平成18年4月11日付け諮問書及び諮問事案（写し）
- ・印西市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用の概要

この会議録は、印西市情報公開・個人情報保護審査会委員全員の個別の承認を得たものである。

令和2年11月24日

印西市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 伊 藤 義 文